

令和7年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和8年1月21日（水） 午前9時30分から午前11時40分まで

2 開催場所

トーサイクラシックホール岩手 第2会議室

3 出席者

(1) 委員（7名出席）

望月 敦允 委員長、菊池 祐美 委員、田代 純一 委員、松林 由里子 委員、
役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

（出 納 局）滝山会計管理者兼出納局長、竹澤副局長兼総務課総括課長、
菅原入札課長

（県土整備部）吉田建設技術振興課技術企画指導課長
ほか抽出工事説明職員

4 開 会

事務局から開会を宣言し、委員7名全員が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

○滝山会計管理者兼出納局長

おはようございます。出納局長の滝山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には御多忙のところ、また足元の悪い中、御出席いただき御礼を申し上げます。また、このたびの委員任期の満了にあたり、委員への就任をお願いしましたところ、御快諾を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

当委員会は、県営建設工事の入札や契約手続きに関し、透明性を高め、公正な競争を確保するため、平成15年度に設置したもので、制度の運用状況や改善に関することなどについて、定期的に委員の皆様から御審議をいただいております。本日は、令和7年4月から9月までの契約工事などについて、御審議いただくこととしております。

さて、県営建設工事入札の近年の動向につきまして若干申し上げますと、入札件数は、平成24年度をピークに減少傾向となっており、令和6年度は915件とピーク時の約55%となっております。低入札落札の発生割合は、ダンピング防止対策を強化した結果、令和2年度の27.4%から令和3年度以降は20%を下回って推移し、入札不調の発生割合も令和6年度は3.6%と低い割合となっております。また、総合評価落札方式につきましては、本年度から試行導入いたしましたチャレンジ型が、現時点で17件の入札が行われている他、来年度からの評価項目の見直しにつきましても、後ほど、御報告させていただくこととしております。

出納局といたしましては、今後も入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、適正な制度の運用に努めていきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様のお見聞を今後の取り組みに生かして参りたいと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 委員長の互選について

○竹澤副局長兼総務課総括課長

それでは議事(1)の「委員長の互選」についてお諮りいたします。

なお、各委員のお手元に例規集がございます。例規集の見出し 27 番に附属機関条例を掲載しておりますので、適宜、御覧いただければと思います。

条例第 4 条第 1 項の規定により、委員長は、委員の互選によることとされております。当委員会では、これまで委員からの指名推薦により行っておりますが、今回も同様の取り扱いとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、どなたか御推薦がございますでしょうか。

(雷委員、挙手「はい」)

はい、雷委員お願いいたします。

○雷委員

望月委員を推薦します。

望月委員は、法的知見が高く公正で透明性の高い判断力を持っている、調整能力にも優れており、委員長として適任と考えます。

○竹澤副局長兼総務課総括課長

ありがとうございます。

ただいま雷委員から望月委員を推薦するとの御発言がございましたが、他にございますでしょうか。

(「なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、雷委員からの御推薦のとおり、望月委員を委員長に選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。

御異議ないということでございますので、委員長は、望月委員をお願いいたします。

それでは、条例第 4 条第 3 項の規定により委員長が会議の議長となりますので、望月委員長には、はじめに御挨拶を頂戴できればと思います。

よろしくをお願いいたします。

○望月委員長

高橋法律事務所の望月です。よろしく申し上げます。

随分過分な雷委員から御言葉をいただいてしまいましたけれども、円滑に事が進みますように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○竹澤副局長兼総務課総括課長

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、よろしく申し上げます。

なお、滝山会計管理者兼出納局長は、ここで所用により退席させていただきますので、御了承願います。

(2) 職務代理者の指名について

○望月委員長

それでは、次第に基づき議事を進めさせていただきます。

まず議事(2)の「職務代理者の指名」についてですが、条例第4条第5項の規定に基づき委員長の職務代理者を指名したいと思います。

職務代理者には田代委員を指名いたします。

(3) 部会員の指名について

○望月委員長

次に、議事(3)の「部会員の指名」についてですが、条例第7条第1項第9号及び岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程第8条の規定に基づき、当委員会には「苦情調査審議部会」と「談合等調査審議部会」を設置しております。

部会員につきましては、条例第7条第2項の規定により委員長が指名することとされております。

部会員の案を事務局に配付してもらいます。

(委員に資料を配付)

資料に記載のとおり指名します。

事案が生じた場合の開催ですので、よろしく願いいたします。

(4) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

○事務局から説明

入札方式別発注工事の状況について(資料No.1～4)

指名停止等の措置状況について(資料No.5)

【質疑等なし】

(5) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

○望月委員長

次に議事(5)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

審議と対象となる工事について、今回は松林委員に抽出いただいておりますので、松林委員から報告をお願いできますでしょうか。

○松林委員

抽出工事一覧表(資料No.6)

事務局からの資料をもとに、12月11日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出に当たりましては、予定価格が比較的大きく落札率が高いあるいは低いものの中から、総合評価落札方式・価格方式・工事業種のバランスを考慮し、抽出しました。

以上により、お手元の資料No.6のとおり4件の工事を抽出しましたので報告します。

※ 以下、抽出工事に係る案件について審議

○担当部局から説明

主要地方道久慈岩泉線白山大橋橋梁補修(その2)工事(資料No.7)

【質疑等】

○望月委員長

本事案について、御意見、御質問ありましたら、御発言をお願いいたします。

では、松林委員お願いいたします。

○松林委員

7-12の資料を拝見しているのですが、こちらが低入札落札の判定に関する資料ということだったので、項目ごとにこの判定基準というのはこれを下回ると問題になるということではないのでしょうか。

○久慈審査指導監

それぞれ直接工事費、共通仮設費といった項目ごとに判定基準がございまして、こちらを下回りますと、不合格という形になってございます。

○松林委員

項目ごとにこの判定基準が違うということをちゃんと私理解してなかったのですが、一般管理費などというのは（判定基準が）50%まで余裕があるといえますか、かなり幅を持たせているのかなと思ったのですが、こちらは、具体的にはどのような内容に当たりますか。

例えば、人件費とか燃料費とか特にどのような項目に関わってくるものになるのでしょうか。いえ、項目によってこれだけの差があるっていうのちょっと不思議に思ってしまったところで、すみません。

○事務局

制度の関係なので私から説明させていただきたいと思います。

当然、その工事の部分ですので、例えばその直接工事費90%というのは、ある程度やはり公共工事の積算基準に基づいてですね、当然一定の水準、一定の額がないとやはりその工事そのものが成り立たなくなる可能性があるというところで直接工事費、共通仮設費、現場管理費はある程度高い。一般管理費はある程度、その会社側の方として経営努力等でですね、工夫ができる余地が高い部分というふうに考えております。

ですので、この部分につきましては、少なくとも50%を下回るような内容ということになりますとやはりこれは明らかに工事の施工自体に問題が出てくる可能性があるというふうに判断をさせていただき基準というところでございまして、ここだけどうしても率が低く、可能性として率が低くできる余地があるだろうというふうに判断をさせていただいてこのような率設定をさせていただいたところでございます。

○望月委員長

少しだけの理解なのですけれども、直接工事費って言うと原材料費とかそういうものだから、絶対削れない領域に多分なっていて、一般管理費っていうとどっちかという会社の純利益みたいに入る要素が多い場所なのかなと思ってまして。これ50%上回っているっていう、まあどこをどうつけているかっていうのはあると思うのですが、会社の営業努力でコントロールがある程度聞くのが多分、一般管理費の項目になっているのかなと思います。

はい、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

どのページということではないのですが、最終的には7-11ページにあるその落札のところですが、先ほどの全体の説明でも低入札ですがダンピングということではないのですよと、直ちにそういう評価ではありません。今回もまずは低入札ですということなのですが、ちょっと素朴な疑問なのですが、今、物価高で人件費もどんどん上がっていて、人手もないので確保に大変、それから、円安で原材料費がもう高騰・高騰。本当に皆辛いと思いつつながらの中で、なぜ安くできるのかというか、何かここだけ別世界のような気がしてですね、すごく疑問に思ったのですが。

無理に原材料の質を落とすだとか、これは安全に関する橋もありますので、なんか無理な材料を使うですとかそのあたりのチェックって本当に大丈夫なのかっていう。なぜ低入札できるかというのが、ごめんなさい、素朴な疑問なので誰か説明していただければと。

○久慈審査指導監

制度的に価格調査制度もございますし、実際に施工している段階でのいろいろな調査が入ってきていますので無理な工事はしていないということで、判断はしております。

やはり価格競争ですので、それとあと企業努力というものもございますし、あと実は私6年前もちょっと久慈の方に赴任していたのですけれども、やはりそのときは震災復興とですね台風19号・10号と、かなりの工事がありましたけれども、かなり工事件数・金額とも下がってきておりますので、どうしても（業者側も）仕事をとりたいたいということがございますので、その中でぎりぎりの中でやっておられるのかなという。これは個人的な見解ですけれども、そういうふうに思っております。

○望月委員長

少しだけ（今の話を）受けて、いいですか。

僕、お付き合いさせてもらっている企業さんたちといろいろお話する機会があるのですが、どうしても入札という制度上、金額の設定が入ることは入るのですが、いろいろ精通してくると、ちょっと言葉を選ばないといけないのですが、一見して『もう美味しく処理ができる』っていう言い方で良いかわからないのですが、利益率の高い案件っていうのと大変な案件というのが明確にあって、それを見極めながら皆さん入札に参加されていると思われるのです。

今回の件、算定が楽だというお話、御報告の中でもありましたけれども、おそらくかなり努力して予定外の事態が起こりにくい工事だったのだらうなっていうのは、あるのかなと思っていました。

では田代委員、よろしくをお願いします。

○田代委員

多分この案件にかかわらずちょっとその前提の確認なのですが、この7-12の「数値的判断基準による判定表」とこの案件に関わらずなんですけど、まずそもそも、多分予定価格をまず開示するにあたって、その予定価格の算出ってどのようにやっているのかというところと、予定価格から直接工事費、共通仮設費等に案分しますと、それに判定基準を設定して判定基準かけてその額と見積もりの比較によって判定するということなのなのですが、この判定基準のこのパーセンテージっていうのもどういうふうに設定したのかなっていう部分があります。

あとはちょっと、先ほどの質問と重複するのですが、多分、一般管理費等の判定基準が50%に設定されているのって、多くの企業さんで見積もりのところで最後に値引きって出してくると思うのですが、その値引きがここに入っているのかなと。

先ほどの委員長のお話にあった利益が多分ここに含まれているっていう話でも重複する部分なのですが、ちょっとその前提の部分がちょっとまだ理解に移っていないので、できれば^二御教示いただければと思います。

○事務局

予定価格の積算にあたりましては、今回の場合は県土整備部所管の工事ということになりますので、県土整備部が設定をしております公共工事の設計積算基準に基づいて設定をさせていただくということになります。当然それぞれの工種・品目等についてですね、それぞれ積み上げ方式で積算をしていくと。これには一定のルールが当然あって、ある程度もう機械的に額としては定まるというものというふうに認識をしております。

その上で、その中で実際に工事を行う部分、先ほど委員長からも補足していただきましたけれども直接工事費、あとそれから工事の下準備に要する経費であります共通仮設費、それから現場の管理・運営自体に関わる経費となります現場管理費、それからこの会社の運営費等になります一般管理費というふうには積算の段階でそこは分けることはできておりますので、その部分について、それぞれ積み上げたものについて、（直接工事費）90%・（共通仮設費）80%・（現場管理費）80%・（共通仮設費）50%という形で率を掛けさせていただきます。そして、その前段の調査基準価格でも、当然、低入札かどうかという判断する基準となります調査基準からもっと高いレベル、

直接工事費ですと 97%、共通仮設費が 90%、現場管理費が 90%、一般管理費が 68%の数を積み上げてですね、まず低入札かどうかという調査をするための基準をまずそこではめた上でそれぞれの細かい費目のところが、先ほど申し上げた 90・80・80・50 という率を下回ってないかどうか。あともう 1つ、先ほどの表で申し上げると、その積み上げた額と総額が下回ってないかどうかという実はもう 1つ、段階としてはですね、合算額の算出っていう欄が 2 段目にあって、その一番右側に合計がきますけども、この合計額自体が入札よりも下回ってないかどうかということもチェックをしているというのは、実は 3 段階の形でのチェックの形になります。

これは、国の方の基準は今のところ 90・80・80・30、一般管理費は 30%で低いままなのですね。ですので、国の基準を回る部分での利幅はきちんと見させていただいているというような形で、よりきちんとその一定の利益をきちんと確保していただいた上で適正な工事の着手が可能になるような形というので我々としても対応させていただいているというような状況でございます。

もし個別の工事のことで言えば多分担当の工事担当の方からお答えいただくということなろうかと思えます。

○望月委員長

ちょっと今回の 7-12 の資料で見ると、直接工事費、共通仮設費、現場管理費のところは、ほぼ 90%以上、もう 100%近い水準になっていて、このエスエステックさんは仕事自体にかかる費用は適切に多分算出できている会社さんっていうふうに見ることができて、その上で会社の利益のコントロールのところでもいろいろ調整をかけているというふうに、この表から読んだのですけれども、その理解でよろしかったでしょうか。

○久慈審査指導監

そのように読めるかと思えますけど。

○望月委員長

では、役重委員お願いします。

○役重委員

7-11 ページの入札調書ですけれども、総合評価方式ということで、価格は結構、ちょっと上位を競っているわけですけれども、技術評価で差がついた部分もあるのかなと思っています一方で、技術評価点にばらつきがあるな、というふうにもちょっと感じていました。

この橋梁工事ということで、次の審議案件には下水道の工事も出ますけれども、やはり非常に今、大量のインフラの老朽化問題ということで、今後、すべての橋を安全に更新しようとしたら、100 年かかるとか 200 年かかるとか、そういうことも言われている中で、やはりこの技術革新というコストとか工期とか、人手とか、すべてなのですけども、そういうところを、おそらく多分すごく評価して、そのインセンティブを上げていく必要があるのかなというふうにも感じています。

ちょっとお尋ねしたいのは今回のこの技術評価に関しての点差っていいですか、その上位から下位まで含めてなんですけども、どのようなちょっとポイントを置きながら評価をされているのかということについてお聞きしたいと思いますよろしくをお願いします。

○県北局・土木部

今回の評価にあたりましてはもちろんのごとく橋梁の補修の実績があるとか、やはりその橋梁を健全に直していただくということでその実績を求めるとか、あとは若手技術者を配置できるかといったところも含めて、今後の橋梁補修なりインフラの整備というのはどんどん増えていくものですから、そういう後進を育てるとか、そういう部分も含めて点数に反映させる形で評価しているところがございます。

今回のその中で、点数が確かに高いところであれば 14.55 で低いところでは 9.9 ということで 5 ポイントぐらい差がついている状況ですが、これにつきましては地域の精通度とか、やはり企業の実績とか、今までの橋梁補修の実績とか、そういうところが結果として反映されているとこ

ろでございます。

あと技術者要件ですが、今回の中で僅差の部分もありますが、やはり若手の方が配置できるかというところの差がついたというような状況でございました。以上です。

○事務局

補足させていただきますと、今日配付させていただいた追加の非開示資料No.7-2の方が技術評価の結果集計表ということで、入札調書ではそれぞれの大きい3項目の観点でやっておりますけれども、詳細のそれぞれの評価項目自体のものは内訳を示しております、例えばエスエステック(※落札者)さんの分3点の部分ですと、先ほど工事所管課からも御説明いただきましたが、若手女性の配置のところでは加点を取っているとか、やはり一定程度、配置予定技術者の部分で差がついて、結果として技術評価点の方が最上位というような結果になったものというふうに見てとれるかというふうに思います。

○役重委員

すいません。ちょっとこの表を見逃しておりましたので、内容はわかりました。

若手女性配置というところはですね非常に重要な点ですので、そこが評価になったというのは適切なことだったかなと思います。

この項目を見ますと、やはり維持補修こそやっぱり新技術の提案とかそういうのが必要じゃないかって私は思っているのですが、この評価項目の中には、むしろその実績とか人員配置とか労働条件的なところが重視されているというふうに見受けられるのですが、特にその新しい提案とか、そういったところは今回はあまり見受けられなかったということですかね。

○県北局・土木部

今回の総合評価は簡易2型という形でして、そういう技術提案を求めないものになっております。

これにつきましては選定のフローがありましてその中で、そういう高度な技術を求めるものであれば提案を求めるものもあるのですが、今回の工事はそういうものを求めないで地域精通度とかそういうところを重視して評価するというものになったのでこういう形で、評価点数をつけたところでございます。

○役重委員

了解いたしました。簡易2型という評価方法ということでした。

ただこれからの維持補修ってすごくおそらく技術力が必要になってくるというそういう世界でもありますので、そういった部分をどう評価するかということも長期的には御検討いただければなというふうに思います。以上です。

○望月委員長

役重委員のお話は、個人的には非常に共感できるところがありまして、ここの工事っていうレベルでは多分判断がどうかっていうのはあると思うのですが、全体としてそういう技術の革新を取り入れるための、部署といいますか、部会みたいなものがいろいろ追及されてもいいのかなと個人的にも思います。

他に何かありますでしょうか。田代委員、お願いします。

○田代委員

技術提案評価項目の見方についてなんですけど、ちょっとその前提の確認なのですが、このちょっと非公開の方の資料を今拝見しているのですが、各ア～タまでの項目は、点数つける範囲って何点から何点なのでしょう。項目によって違うようにもぱっと見受けられるのですが。

あとは、術評価提案項目、配点10とありますが、これ「ア～タ」全部合計で最大でも10点で足切りというかになって、それに係数1.5掛けて技術評価点が満点は15点までですよという見方をすればいいのでしょうか。

○事務局

評価項目につきましては、お手元の例規集の方にございますので、見出し 11 番の方を御覧いただきたいと思ひます。

11 番が総合評価落札方式の技術評価基準を定めていゝるものでございます。

簡易 2 型の評定の仕方は（「総合評価落札方式入札評価技術基準」の）第 3 というところございまして、技術評価点、基本的には A 項目は実はずべて 10 点満点の配点にさせていただきます。簡易 2 型の場合には 1.5 倍ということ、15 点満点に換算し直して、技術評価点を最終的に入札の場合に使うというよゝなルールにさせていただきます。

具体のその項目のところは 11-4 ページ目から、具体の評価項目が入って参ります。

先ほどア・イ・ウ・エ〜とズラリと表が並んでおりましたけれども、ここから「ア 施工実績」、「イ 工事成績評定」とありますが、例えばその最初の「ア 施工実績」の評価点でありますと、同種の工事であれば、「0.7」これが一番高い点数で、類似工事ですと半分の 0.3 点で、実績がなければ 0 点という形で、こういう段階をつけて評価をしてまいりまして、一般土木工事ですと 11-4 ページから 11-6 ページまで、そのうちの最後の項目「チ 維持修繕業務等の実績」まで全て揃うところで 10 点満点になるという配点をさせていただきますと、一応こういう評価内容というふうにさせていただきます。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。なければ時間もありますので進めさせていただきますと思ひます。

○担当部局から説明

北上川上流流域下水道中川汚水中継ポンプ場吐出井制水扉更新工事（資料 No.8）

【質疑等】

○望月委員長

では本事案について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

松林委員、お願いいたします。

○松林委員

すいません。今更なんです、地域要件設定理由というよゝなところについて、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

8-2 のページの、「入札参加資格設定の経緯及び理由」の「2 地域要件設定理由」のところに「『設定基準別紙 3』に基づき…」というのがあるのですが、私、何を教えていただきたいかという、この今回岩手県内で十分な、入札者がいないということが予測されて、青森県・秋田県・宮城県も対象になっているということなのですが、今回、盛岡の工事なのでどの県も、確かなんか同じぐらいの距離感だと思ひますけれども岩手県内でも、例えば、南の方とか北のほうとか、いずれかの県の境界に偏ったところで工事があつた場合も、こちらの県が対象になるのでしょうかというのを教えていただきたい。

○事務局

では地域要件についてお尋ねございますので、すいませんたびたび申し分けございせんが例規集の方をちょっと御確認いただきたいと存じますので御覧いただきたいと思ひます。

例規集の 7 番の見出しの方御覧ください。7 番（「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」）が、私の方でこゝやって抽出案件の方御説明させていただく際の設定基準そのものを規定している内容ございます。今回「地域要件の設定基準」別紙 3 というのは、7-7 ページに具体の規定ございます。

先ほど私の説明から繰り返して、ちょっと順を追って御確認をいただければと存じます、まず例規集 7-7 の中の「1 原則的な地域要件」という規定について、私が説明申し上げました

とおり、1億円以上の場合にはまず「岩手県内に主たる営業所を有する者」、これがまずは原則的な地域要件というふうにさせていただいているところでございます。

次のページ「2 地域要件の補正」でございます。ここで補正という要件がございます。

まず「(1) 県内業者の地域要件の補正」でございます。今回の場合には、1億円以上ですので県内業者は全者入っている状態ですけれども、上の方にありますけれどもこの、原則的な地域要件とした場合におきまして県内業者さんの見込者数「概ね20者」と書いてありますが、下の方に※印がございますが、現在は「当面『10者』とする」ということで運用させていただいております。この10者に満たない場合には、地域要件を補正することになっております。

今回、先ほど申し上げましたとおり県内業者1者しかない状態でございます。

ですので、次に「(2) 県外業者の地域要件の補正」の方に参りまして、この県内業者による地域要件の補正と。(1)の補正を行っても、10者に満たないという場合には、以下による地域要件を補正することになっております。

これもステップがございます。先ほど松林委員がおっしゃられたとおり、実は県内の中でもやはりまずは、地理的条件により例えば盛岡の工事であれば、盛岡に営業所がある業者さんの方が最優先になります。

盛岡に営業所がある者で（見込者数が）足りないとなってくると、次は花巻だったりとか二戸だったりとかで、宮古だったりとか、隣の振興局の方にどんどん拡大していく形で、拡大の「地理的優先順位表」は7-11ページの方にあるのですが、これは今回あまり運用しませんので、特に説明を割愛させていただきますけれども。

このように順番に拡大をしていくと、それでステップ2で県内全域まで拡大をすると。今回の場合は、それでは該当がなかったということでステップ3に上がったと。

ステップ3に上がって、ここで、先ほど申し上げた隣接3県に営業所を有する者を加えるというルールが適用されるということでございますので、今回はステップ3まで行って10者以上になったというところで、ここで止まったということになります。

もしこれも10者に満たないということでしたら今度はステップ4に行きますので、地域要件を付さず、名簿に載っていれば全国の業者さんに、特に問題なくやっていただきますというような形をルール運用というところがございます。はい。

ちょっと長くなって申し訳ありません。一応地域要件の説明ということをさせていただきました。

○松林委員

あともう1つ、本当に基本的なところなんですけどこの地域要件を定める理由っていうのは、岩手県であれば県内の企業さんに仕事を頼んで何となくわかるのですけれども、隣接する県にそれを広げる理由、一気に全国に行かないという何か理由というのはあるのでしょうか。

○事務局

そうですねやはり、もともと県内業者優先ということで、我々の方も県議会からも御要請ちょうだいしておりますので、まずはその原則があるという上で、ある程度やはり営業的な観点考えた場合に、いきなり全国（に拡大）ということよりは、やはり隣接3県で、営業所お持ちの方が現実的にいらっしゃるかと思っておりますのでそういう部分での、優位性を考慮させていただいて、一応そういうルール設定をさせていただいているというようなところでございます。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。

すいません。私の方から、この前澤工業さん、この記録を見ると埼玉の会社さんなのかなと思って見てはいたのですけれども、1者しか入れない、仕事として結構特殊な工事だったのですか。

○下水環境課

今回、1者しか入らなかったのですけれども、工事内容としては、制水扉の更新工事というこ

となのですが、業種としては機械器具設置業という業者さんのうち、下水道の経験のある業者さんというなんですけども、別な工事でちょっと聞いた話だと、そういう機械屋さんでも、新設はやりたいけども、更新はあまりっていう業者さんが結構いると。

なぜかという下水道なので更新ですと汚水にまみれた現場に入っていかなきゃなんないということで、新設は普通の他の機械工事と同じでしょうから、新設はやりたいけども更新とか補修はあまりってというのは聞いたことはございます。今回もそういう理由なのかなと考えているところです。

○望月委員長

個人的にはすごく納得できる理由なのですけれども、もしこれが岩手の技術では、どうやっても参入できないみたいな障壁のあるものだったとすると、そういう状況はちょっと改善できるような何か取り組みみたいなのが増えるといいなと思っていまして、今回その岩手の業者さんたちが自分たちの判断として、ちょっと負担が大きくなっていうところから、思いとどまっていると見られるのならば、特段言いたいことはないのですけれども。

もしこの参入障壁みたいなのが出ちゃっているとすると、なかなか企業努力で突破は難しい部分も出てくると思いますし、公正な取引っていうところから見ても、ちょっと岩手県さんの方から助力してもらえよう何か取り組みとかあったらいいなと思う次第です。

○下水環境課

はい、ありがとうございます。

○望月委員長

他に何か…はい、雷委員。お願いいたします。

○雷委員

○雷委員

今回の工事は「扉の更新」という内容ですが、図面を見るとラフタークレーンを使用し、吊り込みを行いながら作業するという条件になっています。そうすると、これは機械設備工事というより、むしろ建設会社が得意とする工事ではないかと感じました。

特に扉の更新であれば、金属金物業者へ発注し、製品を現場に納入したうえで、ラフタークレーンで吊り込み作業を行うという流れが一般的です。この点からも、建設会社の方が適性のある工事ではないかと思います。分類上は機械設備工事になるのですが、実態としては建設会社の領域に近い印象です。

また、今回の工事は総額 5 億円規模であることを踏まえると、建設会社との JV（共同企業体）など、もう少し幅を広げた募集条件にしていれば、地元業者も参入できたのではないかと感じています。

機械設備工事業者は、ラフタークレーンを使用した特殊な現場作業や、安全管理を伴う作業について、必ずしも得意とは言えないという印象があります。そのため、募集範囲を広げるという選択肢もあったのではないかというのが私の意見です。以上です。

○望月委員長

私も雷委員の意見に全く同意でして、なんか岩手県の企業を育てるっていう観点からの仕組みがちよっと増えていくといいのかなと。なんか結局この流れで都会にばかりがあつて、言い方するとまたちよっとひんしゆくかもしれないけど。

やはり岩手県の企業を守って育てるっていうのが大事なのかなと思う次第です。

他に何かありますでしょうか。特段なければ時間的にもありますので、次に進ませていただきます。

○担当部局から説明

岩手県立江刺病院無停電電源装置用及び直流電源装置用蓄電池取替工事（資料No.9）

【質疑等】

○望月委員長

本事案について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。
松林委員お願いいたします。

○松林委員

こちらの工事の内容については、ちょっと図面を見てもわかっていないのですが、一般的と言うに相応しい内容ということでよろしいのでしょうか。

あと、こちら、取りかえ工事ということなのですが、その前にというか最初に設置されたまたは前回取替工事をされた会社さんと同じか違うかなど、わかりますでしょうか。

○医療局

一般的な工事かというような御説明ですけれども、病院におきましては生命維持装置のための無停電電源装置と呼ばれるもの、そして、非常照明用の蓄電池、非常照明のための直流電源装置というものが一般的にどこの病院にも設置されているようなところでございます。

無停電電源装置は、小さい診療所とかであればないようなこともありますけれども一般的な病院レベルであればあるというところなので、そういう意味で言えば一般的と言っても差支えないのかなというところでございます。

そして、今回は蓄電池の取替工事というところになりまして前回、無停電電源装置と直流電源装置の本体そのものの交換工事を平成 29 年度に実施しておりまして、その時の受注者は、今回工事を行った受注者とは違う方というところになってございます。以上です。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。特段なければ進めたいと思いますが、よろしいですか。

○担当部局から説明

一関土木センター管内水防警報設備更新工事（資料No.9）

【質疑等】

○望月委員長

本事案について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。
では松林委員、お願いします。

○松林委員

こちらは、随意契約の理由のところ、設置した会社以外では管理ができない状態ということなのかなと思うのですが、ちなみに岩手県で設置されている、このような水位計、水防警報設備はすべてこちらの会社でやってらっしゃるのでしょうかそれとも他の会社さんでやっているシステムもあるのでしょうか。

○県南局・一関土木センター

以前、他の土木センターに勤めていたことがあります、他の土木センターでは、他者がやっております、構築しています。保守点検もその他者がやっている事例が多いです。

○松林委員

中身の回線とか雨量計などはどこでも使っているものだと思うのですが、水位計自体の精度なども限られたものだと思うのですが、特殊な設備がそれぞれの会社によって構築されているということになるのでしょうか。

○県南局・一関土木センター

はい、では 10-7 ページを御覧ください。

システムの構成なのですが、例えば、老松橋観測局の無線装置の真ん中に 1W というのがあります。その下の大田沼観測局が 10W ということで、無線で飛ぶ範囲っていうのを確認しながら各設備を構築しています。

無線で飛ばした装置のデータを集約して、そのデータの情報処理をして公開するというシステムなのですが、この情報処理装置というプログラムがありまして、それは各社それぞれのプログラムがありまして、ただ数値の出方は、最終的に出てくる雨量とか数値、水位については、皆さん同じように見られるようにはなるのですけれども、この情報処理装置のところは各社さんの技術力のあるところになります。

○松林委員

すみません、センサーなどは恐らく、安全に関わるものですので精度が良いものっていうのを使ってらっしゃると思いますし、そちらの情報処理の内部のプログラムの内容などもブラックボックスでは困るといいますか、取られた生データを正確に間違いなく処理しているという保障が必要かと思うのですけれども、それが各会社で限定されているといえますか、外部から確認できないのがセキュリティ上良いのかもしれないけれども逆に心配だなというのもありまして。

これは、私は批判的な立場で言わなきゃいけないのかなと思ってここに座っているせいもあるのですけれども、何となく“プリンターを買ったら決まったインクを毎回買わなきゃいけなくなるシステム”とすごく似たようなものを感じていて、1度入った会社がずっとそこで仕事をし続ける、でその会社に依存してしまうという危険性を常に孕んでいるというのを感じているのですが、これはもう、このままずっと続いていくシステムになるのでしょうか。

○県南局・一関土木センター

この水防警報設備につきましては平成9年に設置されたものでして、その間無線のデジタル化とかですれありまして、既存の施設を生かしながらシステムを維持しているという状況になっています。そのうち既存のシステムを生かしながらやっていくっていうのが、現状としては今のところは安価といえますか施設を維持していく上では経済的であるところになっております。

ただ、全面更新の際には誰でも入札参加できるようにやっております、その際には長期的に、将来的にはそのような誰でも使えるようなシステムになっていけばいいなという思いはあるところなのですけれども。

ただ、そのような仕様の統一とかになった場合なのですが、この仕様も国の仕様書とかを参考に作っております、あとは誰でも入札に参加できるっていう仕様にもなっているということから、システム全体の市場とか国の動向とかを確認しつつ、対応していかなければならないかと思っております。

○松林委員

更新時以外には新規参入は難しそうだっていうことだと思っておりますけれども、何となく地域ごとにこの違うシステムを使って最終的に県のデータとして収集されるっていうか公開されるということだと思っておりますがそれならば、いっそ統一してしまった方が扱いやすいのかな、なんていう気もしてしまっていて。すみません、質問でしたありがとうございます。

○望月委員長

田代委員、お願いいたします。

○田代委員

先ほどの質問と若干被りますが、そもそもこの随意契約の理由と言いますか、いわゆる構築者が選定業者になっているという点なのですが、そのとおり、既存の設備の更新と全取替えて新規参入を促すような方法等あると思うのですけれども、こういう設備の維持更新にあたっては、維持更新の方針を決定して随意契約を結びましたよ、となったところで、こちらの今回は日本無線株式会社さんなのですけれども、随意契約にあたって、実際に工事を実施する能力とかそういった部分の多分問題ないとは思っているのですけれども、そこは事前にチェックとかがあるのでしょうか。

例えば、危惧しているのは実際ここで契約を結びました、ではいざ着工しましたとなったときに会社が何らかのトラブルで倒産になって事業停止等になって、工事が継続不能になるとかそう

いったリスクとか、この手のものだと結構あるのかなと思うのですが、当然その辺は事前にチェックというか、注意を払った上で契約に至っていると思いますが、何か手続き的には整備はされているのでしょうか。

あとは何でしょうね、この随意契約にあたって、何かしら規定とか整備されているのでしょうか。ちょっとその辺がわからなかったので、御教示いただければと思います。

○県南局・一関土木センター

日本無線さんについては、県営建設工事の名簿に載ってまして、そこで一段階、資格審査は入っております。

随意契約につきましては、10-2ページですけども地方自治法の中で、こういう場合が入札契約できますよっていうのがありまして。

その他の案件ですと、随契理由ですかね…緊急による場合とかですね。例えば災害復旧とか、土木部の方では担当するんですけども、緊急に応急工事を実施しなければならないっていう案件につきましては、随契が認められるということで、地方自治法の中で入札に適さないというようなものがあつた場合には、相手方が特定される場合とか、緊急を要する場合とかということで規定がありまして、その規定に基づいて随意契約という契約方法をできる規定ということで、実施しております。

この資料には地方自治法の資料がないのですけれども、地方自治法の中でですね、随契の規定があるというようところでそこでチェックをかけています。

○田代委員

すみません。多分ちょっと私の質問の仕方が悪くて。

随意契約に至った理由の根拠ではなくて随意契約の手続き的な意味での規定の整備というのはされていますかという趣旨でございました。

○事務局

随意契約の場合の規定というところがございますけれども、基本的には原則、条件付一般競争入札でという原則論があつた上で、先ほど説明がございましたが、一定の要件が合致すれば随意契約ができるという規定になっているというところで、具体の手続きといたしましてはその部分は入札担当の方でも、随意契約をやりたいという段階で確認をさせていただき手続きをとらせていただいております。施行何の合議という形で我々としては妥当性を確認させていただいていると。もう当然、これなら入札やるべきだという場合もございます。

それから田代委員がおっしゃる経営的な担保の部分ということで申し上げれば、10-5ページの契約書にもありますけれども、契約保証金の納入を今回求めさせていただいております。逆に言えば通常は当然、契約金の10分の1ですけれども求めさせていただく部分が、ある程度もう大丈夫だということであれば免除するとか場合もございますけれども。

こういう部分で一定の担保はうちとしても確保させた上で契約手続きをさせていただいております。

○望月委員長

他にありますでしょうか。菊池委員、お願いいたします。

○菊池委員

すみません。10-4ページの見積調書について御教示いただければと思います。

見積額のところで第1回のところが、85,200,000円でその上の予定価格税抜きが85,306,000円となっているのですけれども、この開きっていうのは何が加算されて開いたのかなっていうところが気になりまして、御教示いただければと思います。

○県南局・一関土木センター

予定価格につきましては、前半の方でも話題があつたのですけれども公共工事の積算基準に基づいて積算しております。そのあと、経理課の方に見積合わせの方を依頼しまして、見積合わせを

した結果、受注者の方で見積の提出した金額が予定価格より低かったということで、その開きについてはちょっとその会社の見積合わせの際に会社としての金額を提出したというふうなことになるかと思えます。

○望月委員長

松林委員の質問の関係で私からも少しだけ。

松林委員の方で、こういうものを一般化するということはっていう話だったのですが、以前、雷委員も確か別の案件でおっしゃっていたかなと思うのですが、安全に関わるような施設について特定の会社がいろいろ進めるってのはやっぱりリスクーなのかなと。

田代委員もおっしゃっていましたが倒産のリスクが、この不安定な社会情勢なので、どこにでもあるかと思うので、その会社しかできないような安全設備ってのは大変好ましくないのだろうと思うのです。

平成9年設置ってのを今問題にしてもしょうがないとは思いますが、やっぱり安全に関するようなものは一般化されてないと、收拾がつかなくなってしまうと思うのですよね。特殊性がこういうところに出てきちゃうと、何かあったときにやる方法なくなってしまうと思うので、切り替えるのには時間はかかると思うのですが、できる限り一般的にどの業者でも、それこそ入札にかけてもどの業者も対応できるような仕組みに切り換えていかないと、まずいかなと思っております。

これなんかすいませんいつも同じような話ばかりさせてもらって恐縮なのですが、思う次第です。

ほかになれば進めさせていただきたいと思えます。

それでは、いろいろ皆様ありがとうございました。

本日の抽出事案の審議を通じて、改善すべき点または入札制度全般について御意見等がありましたら、お願いいたします。何か…。

特段なければ、さらに進めさせていただきます。

(6) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

○事務局から説明

入札の取りやめ状況について（資料No.11）

県営建設工事入札方式別落札率データ（資料No.12～14）

【質疑等】

○望月委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問御意見ありましたらお願いいたします。

田代委員、お願いいたします。

○田代委員

すいませんちょっと前提である、知識の部分の確認なのですが、まず、見てのとおりなら、平均落札率とは予定価格を分母にして、契約額を分子にしたということによろしいでしょうか。

○事務局

全案件の予定価格に対しまして全案件の契約額という形で比較、個々の案件ごと足し算ではなくてという形での平均でも出しております。

○田代委員

あと1つ資料No.11「入札の取りやめ状況について」ですが、そもそも取りやめというのは、工事自体が、要は、中止になったとかそういう意味でしょうか。すみません説明をお願いします。

○事務局

今まで審議の案件でも御覧いただきましたように、まず入札公告をいたします。その結果とい

たしまして、段階で都度、入札参加の意思表示は2回ございます。まず1つが入札参加申請、要するに、この入札に参加したいですという意思表示をしていただく段階です。この意思表示そのものが全くなかったというのが、取りやめ理由での「申請なし」というところになります。これがまず「申請なし」での取りやめとなります。

次の段階が実際に入札をしていただく、金額を定めて入札をしていただく日でございます。ここでは一応その、参加しますって意思表示をしていただけれど、例えばその色々な業者さんの方でも御都合ございますので、その結果として（全ての申請者が）入札をしなかったという場合、これが「入札者なし」ということで理由の内訳も記載しておりますが、主にこの2つが基本的には理由となります。

工事自体は、一旦止めても当然その事業としては予算確保していますので、やらなきゃないですから、じゃあ何が原因だったのだろうと、業者さんの方の都合なのか、あるいはそのやはりこの予定価格では見合わないの、できないなということで手が挙がらなかったこういうところでやはり再度分析をしていただいて、あるいは公告をする、あるいは急いでいるので、先ほど言ったような緊急の場合の随意契約等に移行するかといったような、その発注公所での発注方法の検討の方に進んでいただくというようになっております。

○田代委員

要は当初の計画というか、それでうまくいかなかったので再度、予定価格の見直しなどをしていずれ工事自体は当然、工事自体の中止ではなくて基本実施する予算も組んでいるので、その手続き上はやり直しというか、そういうふうなのが発生した件数っていう意味でそういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね、どうしても入札という案件自体は公告をして落札決定、要するに相手方と契約すると決定するという一連の行為ですので、その行為手続き自体が中断、やめたということになりますけれども当然、新たに先ほど申し上げた事業としては進めていくというところがありますので、そこのところで、新たに入札を行います、結果的に例えばそれがもう一度取りやめということになれば、またこれが入札件数と取りやめ件数が再度追加されていくということもありうるという流れでございます。

○望月委員長

他には…では、役重委員お願いいたします。

○役重委員

すみません、先ほど聞かせていただいたことも関連しますが、資料No.11で、工種別の取りやめの発生率で管設備工事が20.7%ということで、先ほど御発言にもありましたように非常にこの「3K」の現場でもありまして、こういう傾向がこれからも、多分拡大するのではと思うのですが。

ここで議論してもそれは致し方ないことかもしれませんが、国の方でもいろいろ検討していると思います予定価格の中で、こういったことに対して単価とか積算をやはりどう見直していくかということもあろうかと思えますし、あるいはその技術評価という点で、新しいそういうITとか含めた技術をどう評価していくかってこともあると思います。

現場といいますか、契約を見る、御担当部署としてこの現状についてどのようにお考えでいらっしゃるか何か対策を取ろうということがありますか。その辺りお聞かせいただければと思います。

○事務局

入札不調の状況というところでございますが、今回（取りやめ件数）34件という中で、今期に関して特徴的な部分で申し上げますと、先ほど田代委員の際の説明で申し上げましたけれども、1度不調になって再公告してみたけれどやはり不調となった例が実はこの34件のうち6件ですので、実際は3件の工事案件なのですが、2回不調になったというのが延べ6件含まれておりま

す。

それからもう1つ、実は農村整備の関係の工事が7件入っております、なかなか農村整備の関係ですとどうしても田んぼの整備ということになりますと農閑期である秋から春先までしか施工できないですとか、条件が重なってくると、業者さんの都合とマッチングするのとかです。そういういろいろな交換的な部分申し上げていろいろあるのかなと思っています。

あとそれから管設備工事ですと例えばB級、管設備工事は工事価格によりA級・B級という格付けがございますので、価格の小さい工事で、管設備B級で公告を最初に出したけれども不調になった場合、先ほど地域要件の拡大について説明しましたが、「格上げ」ということで、もう少し規模の大きいA級の業者さんも入れるというような形で「格上げ」させていただくのですが、結果的にA級まで格上げしたら取っていただけたということもあるので、いろいろ業者さんの条件等々も多種多様な形であるのかなというふうには思っているところです。

この辺は我々としても、やはり入札にかけたいというタイミングと、実際、今その業者さんたちがどういうふうに感じているのだと、逆に言えば、それは入札担当の方がわかっている部分と発注部局がどういう形で、お互いうまく連携して最終的には事業の進捗を図っていくというのが、我々としては、当然目的でございますので、その部分うまく連携を図りながら、県として事業進捗を図ればなと考えているところでございました。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。なければ、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(7) 総合評価落札方式の見直しについて

○事務局から説明

総合評価落札方式の見直し（資料No.15）

【質疑等】

○望月委員長

御報告、御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

田代委員、お願いいたします。

○田代委員

2つ質問がございます。

まず1つがチャレンジ型の試行的に導入ということなのですけれども、これはそのとおり参加者数と入札者数が増えることによって結果的には先ほど資料No.11における、いわゆる取りやめ発生率の減少に繋がっているって理解でいいでしょうか。それが1つです。

もう1つが技術提案評価項目Aで配置予定技術者の週休2日制の取組実績削除ということで、県の取組み及び各業界団体等からの意見要望を踏まえての改正とのことなんでしょうけれど、要は建設業の週休2日制の導入が進んでないので、そちらの実態に合わせて評価基準も無理に週休2日の業績評価を据え置くよりは、という考え方で削除になったのか、削除の経緯について御教示ください。

○事務局

はい、それでチャレンジ型について私からお答えさせていただきます。

チャレンジ型につきましては、導入背景のところにあるのですけれども、先ほど私の方でも御説明したのですが、まず、手を挙げていただく（参加申請）という、その上で応札するという2段階の意思表示がありますと申し上げました。総合評価の場合、先ほど技術評価のところでも御説明しました10点満点の配点ところで、施工実績の要件も実際入っていると。そこで加点が取れるかどうかというのは、実際工事を応札される業者さんからしてみれば、実際の工事が取れる（落

札できる) 可能性があるのかどうかというところはやはり経営判断ですので、判断基準の中に出てくると。

先ほど最初に施工実績要件を付さないという形でやっているから参加自体はできるのですが、実際評価になったときに、同じような工事実績がある業者が有利なわけです。そうすると、実際のところ点数が取れないので、0点となってしまう、価格で頑張っても限界がありますので、それなら手を挙げないほうがいいよねというような発想になってしまう。

実際、業者さんもそういう御意見があるというところを踏まえて、工事件数も減ってきているので、実績がなくなってきたよねっていうところを踏まえて、ある程度その工事の方ですね、やっぱり実績をきちんと持っていただくために、こういう形のチャレンジ型っていうのを試行しました。

実際、取りやめになっているという部分が解消になっているかどうかというのは微妙なところで、一概には言いがたいのですが、まだ、今年始めたばかりですので、これは多分もう少し2年・3年続けていくと実績がついて、手が挙げやすくなって結果的に他の普通の工事であっても、将来かなり長いスパンでの部分的な取りやめの対策にも効果は出てくるのかなと。多分、今回例えば対象になっているこの半年ですが、入札を行った工事でまだ完成したものはございませんので、なかなかそう短期的には効果という意味ではまだ、そこまではっきり結果が出ているとは言いがたいのかなというのが、これは私の所感でございます。

もうちょっとこう長い視点で、より将来的な観点でしっかりその総合評価にも御対応いただけるような形で、業者さんの方で御対応いただくような形ということで、目線としては、まず試行で様々な課題が出てくるかと思っておりましたので、分析を進めているというのが現状でございます。

○建設技術振興課

週休2日の削除につきましては、委員の御指摘とは逆で、制度の浸透が図られてきているというのがまず大きくあります。令和6年2月からは、県土整備部発注の工事では、もうすべからく、週休2日原則として発注しているというのもあります。

令和6年度に発注して完成した工事の状況を見ますと、もう100%週休2日が達成されているということで、制度の浸透がもう図られてきていまして、差がつかなくなってきた状況ということで令和7年度、今年度1年間はまだ継続しますが、来年度、令和8年4月からは廃止しましょうということが去年決まったと言う経緯になっております。

○田代委員

はい、回答ありがとうございますチャレンジ型の導入についてはそのとおり、要は実績評価による総合評価落札方式の採用が、いわゆる新規事業者の参入障壁になってしまっていたので、その撤廃が目的であるよというところで理解しました。

週休2日制の取り組み実績についてもそのとおりで、要は、この取り組み実績を評価すること自体が、その週休2日制採用の政策の1つであったが、十分にもう効果を発揮したので、必要がなくなったため削除したという理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

○望月委員長

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

質問2つありまして、1つは災害協定の有無ということだったのですが、これは誰と、例えばどんな協定を結ぶのかっていう事例を教えてくださいみたいなというのが1点。

それからもう1点は、私は業者さんが公正で働きやすい職場になって欲しいというふうに思っているのですが、さきほど役重委員からも3Kの職場で、本当に土木やこういった建設業者というのは大変な、きつい職場だと。

私が心配しているのは、その中で、外国人などを辛い仕事に充てるとかいうようになっている

のではないかという問題等も出されていましたが、それで、今、私たちのような小売業に従事するところでも、その取引業者さんとの関係では、より人権を重んじるという項目が業界のコンプライアンスとしてはすごく重視されるようにどんどん高まってきているわけなのですが、そういった外国人労働者の扱いや労働者の扱いのことは、ここの中では特に評価の項目でなくとも、もともとの中の事業者さんのコンプライアンスをちゃんとやっているのかを見ているものなのか、できるだけその辺が、3Kの職場と言われないような業界になるようになって欲しいなと思ったときに、どこかにはそういう評価は入っているのかという関心があったので、その辺教えてもらえればと思いました。

○建設技術振興課

はい、災害協定に関しましては、県と業界団体と…例えば、そうですね建設業協会とか、あとは電気…とか。災害時に県の要請によりまして、施設の点検とか応急対応とか、そういう災害対応の協定を結んでおりまして、それを実績として加味するというか、加点するような考え方になっていました。

前回の総合評価の改定に当たりまして、土木系と土木系以外と分けた際に、土木系ですとそういう建設業協会いわゆる土木工事主体の関係する業者さんですと、土砂の撤去とかいろいろ活動しやすい面がありましたので、そういう実績が得易いということで、土木系と土木系以外に分けたときに土木系以外からは、そういう災害活動の実績とか、そういうのを削除した上で、評価をしているというような分け方を、前回はしているところです。

ただし、実際、そういう災害とかの激甚化とか頻発、鳥インフルも含めましてそういう協定の重要さが昨今増している中で実績は、さすがに土木系以外ですと塗装とかあと防水とか、なかなか実績が積み上げづらい業種ではありますので、実績は今、ちょっと置いておいて、とりあえずまず災害が起きたときの協定を結ぶというところを優先させるというか、加点することによってそういう協定の締結の方を促進させようというような施策的な考え方で、今回は付け加えているところでございます。

外国人労働者を含みます労働者の扱いに係るコンプライアンスの取り組みに関しては、この総合評価の中には項目としては入っておりませんが、工事業者さんの入札参加資格申請の段階で、労働者の扱いだけには限らずコンプライアンスの中身を確認いたしまして、そのコンプライアンス全般的な内容を確認しまして、そういった取り組みをなされている業者さんのところは加点評価するといった取り組みはしているところでした。

○望月委員長

他にありますでしょうか。なければちょっと時間も押しているところもありますので、これをもちまして議事を終了いたします。

事務局にお返しいたします。

4 その他

○事務局

望月委員長には長時間にわたり議事の進行いただき、ありがとうございました。

次第「4 その他」でございますが、2点でございます。

1点目は、次回の委員会の会、日程についてです。当委員会は、委員会運営規程により、原則として、6か月に1回、年2回開催することを基本として、しております。従いまして、次回開催は7月ごろとなりますことを御了承いただきたいと存じます。また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、お名前の50音順による輪番制としており、次回の工事、審議案件の抽出は、役重委員にお願いすることとなります。

2点目でございます。この後に開催する部会についての御案内でございます。苦情調査等審議部会につきましましてはこの部屋で、また、談合と調査審議部会につきましましては、4階同じフロアの第

4会議室において、開催いたしますので、お集まりいただきますようお願いいたします。

5 閉 会

○事務局

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。
本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。